

2013 年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

1. 概況

公益社団法人日本複製権センター（以下、センターという）は、書籍、雑誌、新聞等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として、1991年に日本複写権センターとして設立されて以来、著作者、出版者、学術団体、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきた。2013年度は4月1日からの新使用料規程の発効に伴い、利用者・権利者双方に対するサービスの提供を行った他、公益社団法人化2年目として公益性を重視し、また複製権を視野に入れた事業活動を行った。

2. 委託管理事業管理状況（2014年3月31日現在）

(1)管理著作物数

- ①「一般社団法人学術著作権協会」：定期刊行物 2,344 タイトル、単行本 1,798 点
- ②「一般社団法人出版者著作権管理機構」：定期刊行物 1,147 タイトル、単行本 79,456 点
- ③「新聞著作権協議会」：68 社、94 紙
- ④「著作者団体連合」：合計 14,261 名の著作者による全著作物

(2)契約者数

契約件数 2,538 件、グループ企業を含めた利用者数は 5,836 者

(3)使用料収入

使用料収入額は 273,364,131 円（2012 年度 197,533,881 円）

(4)分配額

2013 年 9 月に分配した 2012 年度収入に対する分配額は 138,550,718 円（2012 年 9 月分配額 150,916,229 円）

3. 実施事業概要

2013 年度の主な実施事業概要は以下のとおりである。

- (1)2013 年 4 月 1 日より新使用料規程が発効し、利用者に対して DM、ホームページ、メールマガジン等を通して経過措置等の周知徹底を図った。
- (2)利用者に対しては、契約手続きの簡素化を図るため、オンラインで契約手続きが可能な WEB 契約管理システムを導入した他、センター主催・文化庁後援の著作権セミナーを 2 回開催したことや、メールマガジンの発行、無料講習会講師派遣事業等の実施により、利用者の利便性に資する活動を積極的に実施した。
- (3)官公庁・公共団体に対しては、これまでの優遇措置（10%引き）の見直しを行った。
- (4)国立大学等に対し、職員数だけでなく教員数も従業員数に含める旨の通知を行った。
- (5)各権利者団体に対しては、2012 年度使用料の分配を 9 月末に行った。
- (6)2 年毎の実態調査を 2013 年 10 月から 2014 年 3 月にかけて実施した。
- (7)各種契約促進活動を実施した結果、2013 年度の新規契約数は 108 件となり、2012 年度の 85 件から増加した。一方、解約数は 86 件と 2012 年度の 65 件を上回った。
- (8)文化庁及び国会図書館との連携を強化し、2012 年度に実施した実証実験の次のフェーズとして国会図書館のデータを入手し、センターのデータと突合せを行うためのシステム環境を整備した。
- (9)経団連と電子ファイルの許諾に関し、意見交換会を実施した。

以上、2013年度は新使用料規程の発効に伴い、スムーズな使用料の徴収を目指すために、利用者に対して積極的な周知活動及び啓発活動を実施した結果、特に大きな混乱もなく使用料徴収作業は進捗した。これにより本年9月に予定されている権利者団体に対する分配も新使用料収入に対応した額となる。

また、上記事業活動により、権利者・利用者双方にとって利便性を向上することができた他、文化庁、国会図書館、経団連等との協調関係も密にすることができ、センターの重要性をよりアピールすることができた。

【2013年度取り組み内容について】

2013年度にセンターが実施した事業計画に対する取り組み内容は、以下のとおりである。

<重点事業>

1. 複写権管理事業の円滑な運用の実現

センターが管理している管理著作物情報について、見直しを行った結果、ISBN情報の不備、発行年情報の不備、重複データの存在等が見つかり、可能などころから訂正作業を実施し、管理著作物情報の正確性の維持に努めた。

2. より多角的・効果的な契約締結促進活動の実施

2013年度は、未契約上場企業、地方公共団体、教育機関に対してダイレクトメールを送信し、センターとの契約締結の検討を依頼した。

また、センターの認知度向上のため、経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞等のメディアにセンターの広告を掲載した他、グーグル、ヤフーに対し、インターネット広告を掲載することによりセンターホームページへのアクセス数増加を図った。

更に1昨年からは開始したメールマガジンでは、寄稿者に山本弁護士に加えて新たに半田理事長に寄稿をお願いし、一層の内容の充実を図った。

メールマガジンの読者数は1,794人である。(契約者1,437人、他357人)

3. 電子ファイル化許諾事業への取り組み

使用料規程改定小委員会に於いて電子ファイル化許諾に向けての検討がなされ、利用者及び一般消費者に対するアンケートを実施した他、経団連との意見交換会を実施した。

4. 著作物検索データベースの拡充

文化庁及び国会図書館の協力により、国会図書館が保有する2,200万件の書誌データを入手し、著作者団体連合約14,000人の人名リストより著作物を突合せするためのシステム環境の整備を行った。

5. ウェブサイト機能の拡充

新使用料規程の発効に伴い、利用者へのサービスをより充実させるため、契約の申し込みから年間使用料の報告及び請求書発行に至るまで、すべての手続きをオンラインで処理可能とするWEB契約管理システムを開発し、2013年8月から稼働を開始した。

このシステムにより、利用者のみならずセンターにとっても短期間に、より正確な契約作業が可能となった。

<経常事業>

I 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

2013 年度における複写使用料徴収額は 273,364,131 円で、当初予算 290,000,000 円に対して 94.3%となった。

2. 実態調査方法の改善・検討

2013 年度実態調査を実施するに当たり、調査対象利用者を 100 者と想定し、300 者以上を抽出して調査を依頼したが、辞退が多く最終的にサンプル数は 85 者に留まった。実態調査方法については継続して改善を図ることとした。

3. 複写使用料の分配

2012 年度に徴収した使用料総額 197,533,881 円から業務手数料を控除した 138,550,718 円が 2013 年度分配原資であり、この内未払い金精算額の 693 円を控除した額を、9 月末に各権利者団体に分配した。

各権利者団体への分配額は以下のとおりである。

著作者団体連合	27,707,539 円
学術著作権協会	50,510,571 円
出版者著作権管理機構	25,651,737 円
新聞著作権協議会	34,680,178 円

4. 個別権利者からの権利受託への取り組み

個別権利者からの権利受託については、今後の継続的検討課題とする。

5. 国内他団体との連携による国際的複写利用の促進

学術著作権協会の依頼により、学術著作権協会主催の米国 CCC(Copyright Clearance Center)の CEO による著作権講演会の案内が、センター運営委員及び関係者に送られた。今後も国内他団体との連携を強化していくこととする。

II 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1)センターの自主事業

①センター主催の著作権セミナー、講演会等の開催

2013 年 10 月及び 2014 年 2 月の 2 回、文化庁の後援を得て著作権セミナーを開催した。参加者数は 2 回とも約 600 名である。

②著作権啓発資料等の作成

法人概要、契約の手引き、啓発パンフレットの作成を行った。

③HP 及び各種媒体での広報・宣伝活動の実施

HP での情報告知を積極的に行った他、経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞等のメディア及びグーグル、ヤフーに対し広告を掲載した。

④利用企業・団体からの著作権に関する講演依頼に対する講師派遣

契約企業計 13 社から申し込みがあり、合計 1,412 名に対し、著作権の基礎知識について講習会を実施した。

(2)文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

①文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加

各地で開催されている著作権セミナーに対し、資料提供等の協力を行った。

②同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及啓発活動への参加

文化庁著作権教育連絡協議会に参加し、他の管理事業者と共に著作権の普及・啓発活動に係る意見交換を行った。

③著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

著作権情報センターの総会・理事会等に参加し、著作権の普及・啓発活動に正会員として協力を行った。

④国内外セミナー、研修会への講師の派遣

文化庁の依頼により、文化庁主催の著作権講習会でセンターの紹介を行った。

⑤文化庁 WIPO 集中管理団体実務者研修の受け入れ協力

文化庁国際課の依頼により来訪したインドネシア知財長官に対し、センターの事業概要について説明を行ない、その後意見交換を行った。

2. 調査・研究

①2013年10月のIFRRO総会の帰途、英国CLA(The Copyright Licensing Agency)及びNLA(Newspaper Licensing Agency)を事務局長が訪問し、主に電子ファイル許諾に関して調査を行った。

②2013年8月、当初計画にはなかったIFRRO及びWIPO共催のタイにおける集中管理事業に関するセミナーに事務局長が参加し、センターが実施したインターネット調査に関するアンケート結果について報告を行った。

③2014年3月、学術著作権協会主催の講演会に事務局長が参加し、米国CCC(Copyright Clearance Center)の著作物利用に関する動向について情報収集を行った。

3. 国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

2013年度は、トルコのイスタンブールで10月に開催されたIFRRO総会に事務局長が参加し、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集及び各国の参加者との著作物利用に関する意見交換を行った。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

2013年度は3回開催された当事者協議会にオブザーバー参加し、協議事項に関する情報収集に努めた。

III 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2013年度は、契約者及び一般からの著作物の複写利用に関する電話による問い合わせが2,992件、電子メールによる問い合わせが1,568件の合計4,560件の問い合わせがあった。

これは、2012年度の合計3,224件に比較して41%の大幅な増加となった。

これらの問い合わせに対し、複写利用のための権利処理方法、センターとの著作物複写利用許諾契約締結の手続き、センターの管理範囲等についての説明や、質問に対する回答を行ったほか、複写利用以外の著作権関連質問に対する対応も含め、著作権に関する周知・助言・啓発活動を行った。

以上